

## 金融・保険市場におけるトピックス

### 【IAIS・規制動向】

#### ○保険監督者国際機構が保険資本基準を策定することを公表

2013年10月9日、保険の規制・監督の世界基準の制定等を行っている保険監督者国際機構（IAIS）は、新たな保険資本基準（Insurance Capital Standard：ICS）を2016年末までに策定することを公表した。ICSは、EUのソルベンシーII、米国のリスクベースの資本基準、ならびに銀行の自己資本比率規制であるバーゼルIIIとも異なる保険会社の資本に関する新たなリスクベースの世界基準であり、保険会社の海外進出が盛んな中で必要との認識が高まっていた。ICSは、2年間のテストおよびそれに伴う修正を経て、2019年の実施が予定されている。

IAISでは、「国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Groups：IAIGs）」を監督するための共通の枠組であるコムフレーム（ComFrame）を2019年に実施予定であるが、ICSはこのコムフレームに取り入れられる予定である。

また、IAISは、アリアンツ、AIG、プルデンシャル等の「グローバルにシステム上重要な保険会社（Global Systemically Important Insurers：G-SIIs）」がより高い損失吸収力を持つよう、2014年中に補強資本要件（Backstop Capital Requirements：BCRs）を策定し、G-SIIsに対し2014年末までに適用することを予定している。このBCRsの策定やテストはICSの策定にも取り入れられる予定である。

（IAISプレスリリース 2013.10.9、Property Casualty 360 2013.10.9ほか）

### 【EU・規制動向】

#### ○欧州委員会がソルベンシーII枠組指令の実施延期のための同指令改正案を提出

欧州委員会は、2013年10月、ソルベンシーII枠組指令（2009/138/EC）の適用時期を2014年1月から2016年1月に再延期する改正指令案を提案した。

ソルベンシーII枠組指令は2009年11月に採択されたが、その後、同枠組指令を補足・修正するオムニバスII指令案が2011年1月に欧州委員会から提案され、現在も調整が続けられている。

オムニバスII指令案は、欧州議会、欧州連合理事会および欧州委員会の3者協議により、長期性保証商品に関する保険契約準備金に対応する資産の割引率の適用を含めた評価方法等の修正が図られたが、合意に至らなかった。この解決策を探るため、欧州保険・職域年金監督機構（EIOPA）に長期性保証商品に関する影響度調査の実施が付託され、2013年1月から3月に同調査が行われその結果が同年6月に公表された。また、この間、ソルベンシーII枠組指令の適用時期が到来して規制の空白期間が生じることを避けるため、加盟国の国内法制化の期限を2012年10月31日から2013年6月30日に修正

し、新たに適用時期を 2014 年 1 月 1 日に設定する指令 (2012/23/EC) が 2012 年 9 月に採択されていた。

オムニバス II 指令の合意に向けた 3 者協議は EIOPA の調査結果を踏まえて 2013 年 7 月に再開され、協議は進展しているものの、2014 年 1 月 1 日より前にオムニバス II 指令を公布することは困難となっている。このため、欧州委員会は、監督当局および保険会社等の準備期間の必要性を考慮し、ソルベンシー II の適用時期をさらに変更しないという 3 者の確認のもとで、国内法制化の期限を 2015 年 1 月 31 日とし、適用時期を 2016 年 1 月 1 日に改正する指令案を提案したものである。

欧州委員会は、欧州議会および欧州連合理事会に対し、オムニバス II 指令および本改正指令に関する早期合意を求めている。また、欧州議会でのオムニバス II 指令の採択は、2014 年 3 月 11 日に予定されている。

(欧州委員会プレスリリース 2013.10.2 ほか)

## 【EU・規制動向】

### ○欧州保険・職域年金監督機構 (EIOPA) が、ソルベンシー II のガイドラインを公表

欧州保険・職域年金監督機構 (EIOPA) は、2013 年 9 月、ソルベンシー II 枠組指令の加盟国による国内法制化から適用までの準備段階として、各国監督当局ならびに保険会社および保険グループに実施を求める 4 つのガイドラインを公表した。

これらは、ソルベンシー II の主要な規制項目である①リスク管理態勢を含むガバナンス態勢、②将来を展望した (ORSA の原則に基づく) 自己のリスクの評価、③監督当局への情報の提出、および④内部モデルに関する事前申請、のそれぞれに関するガイドラインであり、その目的は、各加盟国の監督当局、保険会社および保険グループが段階的に実施することでソルベンシー II の主要な要素の確実な実施を図ることにある。

これらのガイドラインは、ソルベンシー II の適用時期を 2016 年 1 月 1 日と想定して、2014 年 1 月 1 日からの実施が求められている。また、監督当局への情報の提出については、既存のソルベンシー I に基づく報告および内部モデルの事前申請等の手続と重なる負荷を考慮して、四半期報告は 2015 年の第 3 四半期 1 回限りとし、年度報告の時期をずらすなど、段階的 (phase-in) 方式が採用されている。加盟国は、EIOPA の規則に従い、ガイドラインの公表後 2 カ月以内に、これらガイドラインを遵守しているか、遵守する意志があるかの確認が求められることとなっている。

なお、ソルベンシー II の定量的要件における保険契約準備金の計算基礎となる前提条件および標準フォーミュラの計算は、今後のオムニバス II 指令の採択および細則に相当する委任行為 (delegated acts) の採択によることになるが、これらに関する技術的仕様書ならびにガイダンスについては、監督当局および保険会社による 2015 年の情報提出の準備に間に合うよう、EIOPA から提供される予定である。

(EIOPA プレスリリース 2013.9.27 ほか)

## 【イギリス・市場動向】

### ○レキシスネクシスが自動車保険の無事故割引データベースの提供を開始

情報ソリューションを提供しているレキシスネクシス・リスク・ソリューションズ社（以下「レキシスネクシス社」）は、2013年9月よりイギリスの主要保険会社に対するノークレーム・ディスカウント（No Claims Discount : NCD）データベースの運用を開始した。

イギリスでは保険契約者が自動車保険の契約保険会社を切り替える際に、新たに契約する保険会社でノークレーム・ディスカウント（NCD）、いわゆる無事故割引を継承するには、契約者が自身の無事故履歴を証明する必要がある。保険会社は、既契約保険会社により作成された無事故履歴書面が適正であるかの確認を行なったうえで、無事故割引が適用された見積りを提示する。無事故割引の継承事務が最終的に完了するには、数週間を要するとされている。

現在、イギリスの自動車保険市場には、業界ベースのデータとして保険詐欺対策のための保険金請求・支払データベース（CUE）および自動車保険の付保状況に関するデータベース（MID）が存在するものの、どちらもNCDに関する情報は含まれていない。NCDの継承手続は書面ベースであることから、その情報の信頼性などが以前から業界の課題とされていた。今回新たに提供されることとなったNCDデータベースにより、顧客は無事故履歴証明書の提出が不要となり保険会社を切り替える際の利便性が向上する。また、保険会社にとっても、契約引受に要する事務処理の時間とコストおよび契約詐欺の削減に寄与するとされている。

当該データベースの利用を予定しているのは、保険会社および保険ブローカーであり、利用会社全社で自動車保険シェアの45%を占めるとされている。ただし、イギリスの市場調査会社データモニター社によると、データベースを利用する保険会社が100%近くになるまでは契約切り替えの利便性向上による市場の競争は促進されず、またデータベース利用のためのコストを考慮するといくつかの保険会社は利用に前向きではないとの見方もある。

なお、レキシスネクシス社は米国で自動車保険の引受に利用される保険金請求関連のデータベース（C.L.U.E）を提供しており、同社によると米国で自動車保険を引き受けている保険会社の95%以上が同社のデータベースを利用している。

（Property Casualty 360 2013.9.3 ほか）

## 【米国・規制動向】

### ○洪水保険の値上げを巡る混乱

洪水リスクを補償する公的保険制度である連邦洪水保険制度（NFIP）は、2012年7月に成立したビッグアート・ウォーターズ洪水保険改革法（Biggert-Waters Flood Insurance Reform Act）により、2017年9月30日までの制度延長が決定された。また、

NFIP は、一部の契約において政策的に軽減料率が適用される等、制度全体でみて保険金支払や運営費用を賄うために必要な保険料収入を十分に確保できておらず、多額の借入金を抱える等の問題があった。このため、本改革法では洪水保険料率マップの見直し、洪水リスクに基づく保険料率体系の見直し、軽減料率の段階的な廃止等があわせて決定され、2013年10月1日からの値上げが実施されることとなった。

NFIP を運営する政府機関である連邦緊急事態管理庁(FEMA)は、値上げ目前の2013年9月4日に改革法に基づく保険料に関する資料を公表した。これにより保険料率が3,000%上昇するケースもあることが判明し、消費者や地域経済への影響を懸念する声や、値上げ目前までこのような情報が開示されなかったことに対する批判が続出している。保険料が消費者にとって購入可能な水準かどうかの検証を行うまで値上げを延期すべきだとの意見も出ているが、FEMAではこのような検証を行うには最低2年はかかる、としている。

このような状況の中、2013年9月26日にはミシシッピ州の保険監督当局であるミシシッピ州保険局が、値上げの延期を求める訴えを連邦裁判所に起こした。また、超党派議員により、料率の急激な上昇を軽減する対策を模索する動きもある。

(Reuters 2013.9.24、Property Casualty 360 2013.9.26、2013.10.2 ほか)

## 【米国・市場動向】

### ○米国損害保険業界の2013年上半期業績は大幅に改善

米国損害保険者協会(PCI)と料率サービス会社のISO(Insurance Services Office)は、米国損害保険業界全体の2013年上半期の業績を公表した。それによると、2013年上半期の正味収入保険料は前年同期の2,271億ドルから4.5%増の2,372億ドルとなった。

前年同期は64億ドルの保険引受損失となっていたものの、2013年上期は収入保険料が増加し、異常自然災害による保険金支払が前年同期の144億ドルから97億ドルへと減少する等、保険金支払および損害調査費が減少したことにより、保険引受利益は23億ドルとなり、2007年以来の黒字となった。コンバインド・レシオも前年同期の101.9%から97.9%へと改善した。

また、税引後利益は前年同期の172億ドルから42.4%増の245億ドルとなり、保険契約者余剰金(損害保険会社の自己資本に相当)をベースとする収益率(ROEに相当)は、前年同期の6.1%から8.2%に上昇した。

(PCI ニュースリリース 2013.10.3、ISO ニュースリリース 2013.10.3)

## 【オーストラリア・市場動向】

### ○オーストラリアの保険詐欺調査

オーストラリア保険詐欺対策機構（The Insurance Fraud Bureau of Australia : IFBA）の直近の調査によると、オーストラリアにおける保険金詐欺の被害は年間で18億8,000万米ドルに及んでいる。

KPMG オーストラリアが2013年2月に発行した「オーストラリアおよびニュージーランドにおける詐欺、贈収賄および汚職に関する2012年調査（A survey of fraud, bribery and corruption in Australia & New Zealand 2012）」では、不適切な内部統制が詐欺行為を助長しており、被害額の大きな保険金詐欺の75パーセントは保険会社内部の者が関与しているとの調査結果が出ている。保険金詐欺行為は単独犯が多いものの、複数による犯行も増加しているとのことである。

KPMG オーストラリアのパートナーのLuijernik氏は、保険業界は、保険業務に用いているデータ解析による予測分析などの各種先進的な手法を用いることで詐欺行為の防止および察知を行い詐欺行為と戦うべきであると、コメントしている。

（Asia Insurance Review 2013.10.2 ほか）